

事務連絡

令和2年4月8日

都道府県・指定都市 文化財保護行政主管部課長 殿

文化庁文化資源活用課長

伊藤 史 恵

文化財に係る国庫補助事業における新型コロナウイルス感染症に伴う
今後の対応等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「施工中の修理事業における新型コロナウイルス感染症に伴う対応について」（令和2年3月4日事務連絡、令和2年3月12日事務連絡、令和2年3月24日事務連絡）に基づき、適切な対応をお願いしてきたところですが、令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、今後の対応について連絡させていただきます。

令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「改正基本的対処方針」という。）では、緊急事態宣言が宣言された特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務以外については、当該特定都道府県の知事の要請等を踏まえた対応が求められています。

特定都道府県以外の道府県におかれましても、改正基本的対処方針を踏まえ、慎重な対応をお願いします。

改正基本的対処方針を踏まえ、文化財関連の各種事業においても、催物（イベント）や「三つの密」のある集まり等については、開催の自粛等を含め、慎重な対応（対処方針P10-11）をお願いします。

また、今後の文化財に係る国庫補助事業における取扱等を下記の通り定めましたので、各都道府県におかれては、域内の関係市町村（指定都市を除く。）及び補助事業者をはじめとした文化財関連事業者に対しても、周知を宜しくをお願いします。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部での今後の対応等に応じ、下記事項を含め、更新・具体化などの必要がある場合には、改めて連絡させていただきます。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象区域内）
緊急事態宣言の対象区域における文化財に係る国庫補助事業（以下「事業」とい

う。)については、各特定都道府県知事からの要請等を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行うようお願いいたします。

この協議の結果、受注者から事業の一時中止や事業期間又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき事業の一時中止や事業計画等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行って下さい。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は事業期間若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応して下さい。一時中止の期間は、各対象区域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定して下さい。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象区域外）

対象区域外における事業について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行って下さい。

3. 事業の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象区域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、事業を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組んで下さい。

この際、密閉・密集・密接の「三つの密」を避けるほか、事業の実施においては極力テレワーク等を活用して下さい。

(本件担当)

文化庁文化資源活用課総務係 田中、福島、中野

〒100 - 8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

T E L : 03 - 5253 - 4111(代) 内線 2871, 2863

F A X : 03 - 6734 - 3820

E - m a i l : bnjo@mext. go. jp